

## 農耕文化研究振興会 会則

(名称)

### 第1条

本会は「農耕文化研究振興会」と称する。

(主たる事務所)

### 第2条

本会は事務所を京都市におく。

(目的)

### 第3条

本会は広く農耕文化に関する学術の総合的な発展を図り、そのための研究、実践および人材の育成に寄与することをもって目的とする。

(活動)

### 第4条

本会は第3条の目的を達成するために以下の事業をおこなう。

- (1) 会誌オンライン・ジャーナルの刊行および情報の発信
- (2) 国内外における広く農耕文化に関する調査研究
- (3) 国内外における広く農耕文化に関する啓蒙活動
- (4) その他、第3条の目的にふさわしい活動

(会員)

### 第5条

本会は第3条の目的に賛同する者をもって構成する。

2. 本会に入会または退会を希望する者は、その意思を役員に届け出る。役員会により受理された日から会員となり、または会員でなくなる。
3. 入会および退会は自由にできる。

(役員)

### 第6条

本会は若干名の役員をおき、役員会の協議に基づきその運営をおこなう。

2. 会員からの立候補と推薦により選ばれた候補者間の合議により役員を選出する。
3. 役員の互選により役員代表を選出する。
4. 役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

(編集委員)

#### 第7条

本会は若干名の編集委員をおき、編集委員会の協議に基づき会誌オンライン・ジャーナルの刊行に関する業務をおこなう。

2. 役員会が編集委員を選任する。ただし、役員との兼任はさまたげない。
3. 編集委員の互選により編集委員長を選出する。
4. 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

(会計)

#### 第8条

本会の目的に賛同する個人および団体からの寄付金、役員からの会費、その他の収入をもって運営する。

(補則)

#### 第9条

この会則に定めがない事項については、役員代表が役員会に諮って決する。

#### 附則

この会則は、2025年10月1日から施行する。

役員代表：田中 耕司

役員：大山 修一

役員：中村 均司

役員：松田 正彦

役員：柳澤 雅之